

J R 学生生徒旅客運賃割引証 発行願

令和 年 月 日

三条市立第二中学校長 様

発行依頼者（保護者）氏名

⑨

下記のとおり、必要となりますので学生生徒旅客運賃割引証の発行をお願いします。

生徒氏名		年 齢	歳
学年・組	年 組	身分証明書番号	第 号
使用目的 (該当項目に ○をつけて ください)	1 休暇，所用による帰省 2 実験実習などの正課の教育活動 3 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動 4 就職又は進学のための受験等 5 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加 6 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理 7 保護者の旅行への随行		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
旅行先			
使用区間	駅から 駅まで 経由		
種 別	片道 往復 周遊 連続	必要枚数	枚

※ 学割証の発行は、生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度です。原則として上記の使用目的をもつて旅行をする必要があると認められる場合に限られます。

事務処理欄			発行年月日	発行番号
校長	担任	事務		
⑨	⑨	⑨	令和 年 月 日	

「学割証」の発行について（お知らせ）

1 制度の概要

学生がＪＲ各社を利用して片道 101 km以上の旅行をする場合に片道乗車券の運賃が大人の 2 割引で購入できる制度です。

学割証を普通乗車券購入の際にＪＲ窓口へ提出し、学生証を提示することで適用されます。

2 使用目的の範囲

使用目的の範囲は原則として次の通りとなります。

- （１）休暇、所用による帰省
- （２）実験実習などの正課の教育活動
- （３）学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- （４）就職又は進学のための受験等
- （５）学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- （６）傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- （７）保護者の旅行への随行

3 交付手続き

学校で「JR 学生生徒旅客運賃割引証 発行願」の用紙を受け取り、必要事項を記入の上、学級担任又は職員室の職員へ提出してください。

＜～交付までの流れ～＞

職員室で生徒旅客運賃割引証発行願用紙を受け取る（HPでもダウンロード可）



保護者が用紙に記入する



担任または、職員室の職員へ提出する



内容を審査後発行

4 注意事項

- ・学割証はＪＲ独自の割引制度です。ＪＲ以外の交通機関には使えません。
- ・学割発行願の提出から学割証交付までに、手続きの関係でお時間がかかることがあります。
お申込みはお早めをお願いいたします。

※通学定期券購入の場合も、学校での手続きが必要です。

詳しくは第二中学校へお問い合わせください。

【問合せ先】

第二中学校 主任 勝沼

電話：0256-33-1248